

令和4年度 山形県企業局工業用水道事業 水質検査計画



福田工業用水道取水場

1 工業用水道における水質検査計画とは

工業用水道における水質検査は、産業が必要とする工業用水の水質が山形県工業用水道供給規程で定めた水質の条件において供給されていることを確認するため実施するものです。

この水質検査計画は、適正な水質検査を行うため、水質検査の方法・項目・頻度などを定めたものです。

2 山形県企業局工業用水道の概要

県内の主要工業団地に工業用水を供給するため、昭和35年から事業を開始し、現在、酒田、米沢、新庄の3カ所で事業を実施しています。

現在、八幡原工業用水道は昭和58年度から置賜電気水道事務所において、福田工業用水道は平成6年度から最上電気水道事務所において、酒田工業用水道は平成13年度から酒田電気水道事務所において遠隔制御を行っています。

事業名	酒田工業用水道	八幡原工業用水道	福田工業用水道
浄水場名	遊摺部浄水場	八幡原工業用水道浄水場	—
浄水場所在地	酒田市遊摺部	米沢市八幡原	—
水源	最上川	水窪ダム	地下水
給水対象	酒田臨海工業地帯 酒田川南工業団地 鳥海南工業団地	米沢八幡原 中核工業団地	新庄中核工業団地
給水開始	昭和37年9月	昭和56年4月	平成元年10月
給水能力	75,000m ³ /日	14,700m ³ /日	2,800m ³ /日
基本使用水量※	31,030m ³ /日	10,172m ³ /日	1,955m ³ /日
料金	30 円/m ³	30 円/m ³	30 円/m ³
処理方式	高速凝集沈殿	フィルター (高濁度のみ凝集沈殿)	原水供給
使用浄水薬品	ポリ塩化アルミニウム 水酸化ナトリウム	(高濁度のみ使用) 〔ポリ塩化アルミニウム〕 水酸化ナトリウム	なし

※令和4年1月1日現在の契約水量

3 水質検査地点毎の検査項目及び頻度

(1) 法令で義務づけられている検査

- 1日1回行う水温、濁度、水素イオン濃度は、計器による連続自動測定により実施します。

(2) 企業局が独自に実施する検査

- 処理水の水質検査は、工業用水道事業法に定められている水質検査項目の8項目の検査を酒田工業用水道及び八幡原工業用水道においては月1回、福田工業用水道においては年2回供給水で実施します。
- 原水の水質検査は、工業用水道事業法に定められている水質検査項目の8項目の検査を酒田工業用水道においては月1回、八幡原工業用水道においては年3回、福田工業用水

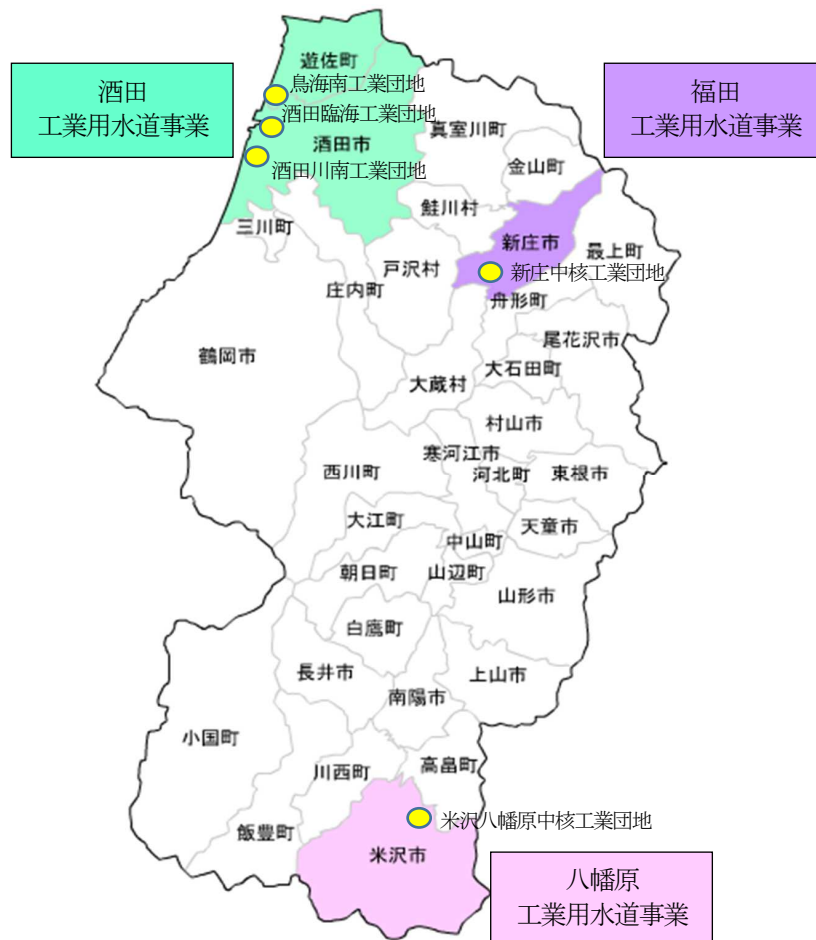
道においては年2回実施します。

- その他、各工業用水道において水質管理のため測定すべき項目を実施します。

水質検査項目

番号	項目
1	水温
2	濁度
3	水素イオン濃度
4	アルカリ度
5	硬度
6	蒸発残留物
7	塩素イオン
8	鉄イオン

別図 工業用水道の位置図



検査計画に対するご意見をお寄せください。
今後の計画作成にあたり参考とさせていただきます。

= お問い合わせ先 =

山形県企業局水道事業課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL 023-630-2217

FAX 023-630-2741